

要求水準等説明書

1 業務の概要

（1）業務名

千代田区生涯学習推進委員会議等運営支援業務

（2）業務概要

千代田区生涯学習推進委員は学識経験者、生涯学習関係機関及び推薦する者、区内に設置された各学校の長、公募による区民の中から委嘱された者が区に対して意見や提言を行うものである。本業務は、千代田区生涯学習推進委員の会議体である千代田区生涯学習推進委員会議等の運営を効果的・効率的かつ総合的に推進するための支援を行う。

（3）業務内容

- ① 各回の推進委員会議に必要な資料の作成
- ② 区が作成する資料に関する助言及び作成支援
- ③ 会長、副会長及び委員に対する推進委員会議進行に関する事前打ち合わせの出席
- ④ 第16期推進委員会議（5回程度）への出席と資料説明、必要に応じた助言
- ⑤ エポック原稿の作成

詳細は仕様書（案）を参照のこと。

（4）履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（5）成果品

別紙仕様書（案）のとおり

（6）価格要件

以下の価格は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すための内容であることに留意すること。

- ① 予定価格を超えない提案（見積書提出）を行うことが可能のこと。

予定価格 3,300,000円（税込）

- ② 予定価格を超える提案は受け付けないものとする。
- ③ 令和8年度予算成立後に執行できることを条件とする。

（7）事業者及び従事者における要件

区の地域特性や実情を十分理解したうえで、課題整理や推進会議の進行を行うほか、適切なアドバイスや資料提供など、調整力や企画力、創造性など、総合的な業務遂行能力を有する担当者を配置できること。

2 担当課

千代田区地域振興部生涯学習・スポーツ課

担当：五月女

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所6階

電話：03（5211）3632（直通）

e-mail : shogaigakushuu@city.chiyoda.lg.jp

3 要求水準説明書等必要書類の交付期間及び方法

（1）交付期間

令和8年1月30日（金）から2月13日（金）まで

（2）交付方法

千代田区ホームページ（<http://www.city.chiyoda.lg.jp>）からダウンロードしてください。

4 要求水準等説明書に対する質問の受付及びその回答方法

（1）提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月3日（火）まで

（2）提出先

2に同じ

（3）提出方法

別添「質問書」を、電子メールにより提出し、必ずメールの到達を電話で確認すること。

なお、メールの件名は「プロポーザルに対する質問（社名）」とすること。

（4）回答方法

当該質問者に対して電子メールにより2月10日（火）頃回答するとともに、千代田区ホームページにて公表する。

5 参加申込書の提出期間並びに提出場所及び方法

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 参加申込者の概要（様式2）
- ③ 同種・類似業務の受託実績（様式3）
- ④ 本業務の実施体制（様式4）
- ⑤ 社会・地域及び環境活動への貢献についての姿勢及び取組み（様式5）
- ⑥ 主任担当者の業務実績等（様式6）

（2）提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）（土・日・祝日を除く）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

- (3) 提出場所
2に同じ
- (4) 提出方法
事前に 電話連絡のうえ、持参すること（郵送、FAX、Eメール不可）
- (5) その他
 - ① 提出された参加申込書は返却しない。
 - ② 提出された参加申込書は、提出者に無断で使用しない。

6 提案者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 申込日現在、東京電子自治体共同運営による電子調達サービスにおいて、千代田区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成 7 年 9 月 1 日 7 千総経発第 92 号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (5) 経営不振（自己資本がマイナスであることを含む。）の状態でないこと。

7 提案書提出者の選定

- (1) 参加申込書を提出した者のうち、提案書提出者を概ね 3 者程度に選定する。
- (2) 提案書提出者として選定した者に対しては、選定した旨の通知を令和 8 年 2 月 19 日（木）までに書面により区長から通知する。
- (3) 提案書提出者として選定された者は、下記 9 で述べる提案書を提出することができる。
- (4) 提案書提出者を選定するための評価基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	指標	配点
経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高 等	10点
業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	資格取得者数 等	10 点
履行保証力	履行保証力の有無等	自己資本比率 等	10 点
契約不適合責任力	契約不適合に対する責任力の有無等	賠償責任保険の加入の有無 等	10 点
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似業務※の実績 等	20 点
精通度	区の特殊事情の熟知度	区における過去の業務実績 等	10 点
専任性	当該業務に専念できる時間の有無等	手持ち業務量 等	10 点
社会貢献（倫理観）	社会的貢献度の有無等	環境保護活動、地域貢献活動の実績、育児・介護休暇等の優遇 等	20 点

※同種業務：国又は地方公共団体における会議体、検討会、協議会等の運営支援業務

※類似業務：国又は地方公共団体における運営支援業務

8 非選定理由に関する事項

- (1) 参加申込書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、区長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（千代田区の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、区長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ① 受付場所
2に同じ
 - ② 受付時間
土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - ③ 受付方法
事前に電話連絡のうえ、持参すること（郵送、FAX、Eメール不可）

9 提案書の記載事項、様式

(1) 提案書の記載事項

仕様書（案）の内容を十分に踏まえたうえで、どのように取り組み、実現していくかを検討し、以下の内容について提案すること。

- ① 千代田区における生涯学習の特性、生涯学習施策の現況・課題及び第16期推進委員会議で議論すべきテーマを複数挙げ、その理由を説明すること。
- ② 業務実施手続きを示す実施フロー又は実施スケジュールを説明すること。
- ③ 生涯学習施策を推進するにあたり、どのようなコンセプトで生涯学習推進委員会議を行っていくのか説明すること。
- ④ 上記ア～ウ以外で生涯学習推進委員会議の提言書を作成するために取り組むべき事項についての提案があれば説明すること。
- ⑤ その他自由記述（取組み方針や体制・会社の強み・PRなど）

(2) 提案書の作成様式

- ① 用紙サイズ
A4版（A3版はA4版2ページとカウントし、A4版に折り込むこと）
- ② ページ数及び刷色
表紙を除く本文12ページ以内（原則両面印刷） カラー印刷可
- ③ その他

正本の表紙のみ事業者名を記載し、それ以外には事業者名が特定できるような社名・ロゴ等を一切使用しないこと。

(3) 見積書の提出

提案書の提出とともに、提案内容の業務委託にかかる経費の見積書（可能な限り詳細な内訳を記載したもの）を提出すること。

(4) 提出部数

- ① 提案書 正本1部、副本10部
- ② 見積書 1部

(5) 提出期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月13日（金）（土・日・祝日を除く）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

(6) 問い合わせ先

2に同じ

(7) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参すること（郵送、FAX、Eメール不可）

(8) その他

- ① 提出された提案書は、原則として返却しない。
- ② 採用されなかった場合に、提案書（正本を除く副本10部）の返却を希望する者は、その旨を提出書類に明記すること。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとみなす。
- ③ 提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提案書の著作権は提出者に帰属するが、採用者の提案書について、区は必要に応じて提出者の了解のうえ無償で使用できるものとする。

10 提案者質問の受付及びその回答方法

(1) 提出期間

令和8年2月20日（金）から令和8年2月27日（金）まで

(2) 提出先

2に同じ

(3) 提出方法

別添「質問書」を、電子メールにより提出し、必ずメールの到達を電話で確認すること。

なお、メールの件名は「プロポーザルに対する質問（社名）」とすること。

(4) 回答方法

当該質問者に対して電子メールにより3月6日（金）頃回答するとともに、千代田区ホームページにて公表する。

11 ヒアリング（プレゼンテーション）の実施

(1) 提案書提出者については、ヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。

日時：令和8年3月下旬予定

会場：千代田区役所会議室

(2) ヒアリング（プレゼンテーション）は実際に業務に従事する者が行うこと。

(3) その他詳細な実施方法については、提案書提出者に別途通知する。

12 提案書を採用するための審査方法及び評価基準

(1) 提出された提案書を採用した者に対しては、内定の通知を書面により、区長から通知する。

(2) 提案書を採用するための評価基準は、以下のとおりとする。

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○組織評価	経営規模	経営規模の妥当性、資本金	5点
	履行実績	過去10年間の同種・類似案件の実績	10点
	実施体制	担当者数、担当者の配置・構成	10点
	社会貢献度	環境保護活動、地域貢献活動の実績、CSRの取組み等	5点
○担当者評価	担当者	実際に業務に従事する者を特定すること	
	専門性	経験年数、当該業務に関連した資格や職務経験、学識経験があるか	10点
	類似性の高い業務の実績	過去10年間に実務実績はあるか	10点
○提案内容評価	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務内容・目的・条件の理解度はあるか	10点
	提案書による評価		
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	20点
	現況・課題への理解度	地域の現況・区特有の課題への理解は十分か	20点
	提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか	20点
	提案内容の実現性	提案内容の実現が十分可能なものであるか	20点
	企画力・独自性	提案に独自の魅力ある企画内容が含まれているか	20点

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○その他評価	プレゼンテーションに対する評価		
	プレゼンテーション	説明内容が提案書の内容をよく補完しており、わかりやすい説明であるか	10点
		積極的に取り組む姿勢や熱意が感じられるか	10点
		プロポーザル委員からの質問に的確に回答できているか	10点
	費用に対する評価	提案内容に対して提案金額が適正かどうか	10点

(3) 内定者の通知

提案書採用者として内定した者に対し、提案書採用者に内定した旨の通知を書面にて行う。

(4) 内定者の公表

選定結果については、千代田区ホームページにて公表する。

13 不選定・不採用理由に関する事項

(1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、不採用の旨とその不採用理由を書面により区長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、不採用理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。

(4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

① 受付時間

土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

② 受付場所

2に同じ

③ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、説明を請求する書類（自由形式）を持参すること（郵送、FAX、Eメール不可）

14 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案書提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

(2) 参加申込書及び提案書の作成や提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差し替えや再提出は認めない。

- (4) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度でプロポーザル参加者ごとの評価結果を事後に公表するものとする。
- (6) 参加申込書に記載した配置予定の担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 本件の契約にあたっては、契約内容及び仕様等について採択された提案をもとに区と詳細を協議するものとする。また、契約内容及び仕様などについては、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて提出を受けた提案書等に関し、住民等から千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開とする。ただし、提出された書類中に、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると明らかに認められる情報等、同条例第7条第1項に規定する「非公開情報」に該当する情報のみ限定的に非公開とする。

スケジュール（予定）

要求水準説明書の交付	令和8年1月30日（金）～2月13日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月3日（火）
質問書に対する回答	令和8年2月10日（火）
参加申込書の提出期間	令和8年1月30日（金）～2月13日（金）
提案者の選定結果通知	令和8年2月中旬予定
提案書の提出期間	令和8年2月20日（金）～3月13日（金）
提案者 質問期間	令和8年2月20日（金）～2月27日（金）
提案者 質問回答一斉回答	令和8年3月6日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年3月下旬予定
提案者の選定結果通知	令和8年3月下旬予定